札幌市

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	札幌市	担当課名	障がい福祉課
担当者名	安田ほか	連絡先	011-211-2936

1　施行後における利用者及び事業者の動向について

①　利用者のサービスの利用状況

居宅：施行直後のため、現在把握困難

施設：利用者負担が増えたことに伴い利用者が退所したという話は、現在のところ聞いていないが、ほとんどの障害者団体から市独自減免の要望があげられており、議会においても与野党から要望がある。

精神：（精神）新たに自己負担が発生したからといって、利用者が激減したと言う情報は得ていない。

②　事業者の運営状況

居宅：事業所数は漸増で推移

（運営状況については把握していない。）

施設：新体系の報酬単価では、施設運営は立ち行かないとの不安をもっている事業者がほとんどである。

精神：グループホーム事業所については、利用者が入院した際報酬を請求できないことについて、かなり不満が出ている。入院中も病院との調整等世話をしているのだから、報酬算定を認めて欲しいと強く要望されている。札幌市独自の措置をも要望されている。

2　１０月施行に向けた取組状況について

①　障害程度区分の認定状況

医師意見書の回答が遅く、審査会が思うように開催できていない。また、開催できたとしても、介護保険のような状態像等の指標が開発されていないため、1回当たりの審査会に多くの時間がかかっている。

さらに、多くの自治体が自分のところの認定調査だけで手一杯なため、他自治体の調査まで引き受けてもらえない中、区職員には道内全域の出張をお願いせざるを得ず、加えて、市外（市内も）グループホームの多くが入居者の障害程度区分によってはケアホームに移行したいと考えているため、入居者全員について障害程度区分の審査判定が受けられるよう、ひとまず10月にケアホームに移行する旨答えるグループホームが多くなっている状況である。

市内対象者全員への認定調査・医師意見書だけでも大変なところ、市外対象者についても医師意見書及び審査会への付議が必要になってきており、これらの事務についての負担がかなり大きい。

② 施設の移行計画の状況

各施設に対し移行希望アンケートを実施した結果、将来的な移行の必要性は認めるものの、現在示されている報酬単価や運営基準に不安を持っている事業所が多いことがわかった。特に、入所施設については、施設入所が必要な現在の利用者に対して継続して施設入所支援を提供できるか、また、知的関係施設については利用者の障害程度区分が低く判定されるのではないか、また処遇に必要な職員数を十分確保できるかという不安が非常に大きい。

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

移行に向けた説明会等は数回開催したが、地域活動支援センターへの移行に伴い補助でなく委託事業に変更になるということでの不安や、現在の補助が打ち切られるのではという憶測により相当混乱している。このため、札幌市としては、18年度については、10月以降も現状の補助基準を維持することとし、補助基準を改正する場合には、作業所を統括している団体と協議することとしている。

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

未対応

3　その他

１０月施行に関する情報について全般的に確定情報が不足しているため、電算システム構築や利用者・事業者周知等に苦慮している。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	仙台市	担当課名	健康福祉局健康福祉部障害企画課
担当者名	小　野	連 絡 先	022-214-8163

1　施行後における利用者及び事業者の動向について

①　利用者のサービスの利用状況

事業者・施設から提出された4月のサービス提供に係る請求内容を集計・分析中。

②　事業者の運営状況

市内に所在する通所施設33ヵ所(身体5，知的28)及び入所施設15ヵ所(身体7，知的8)を対象に，制度改正に伴う事業運営や利用者への影響調査(アンケート調査)を5月に実施しており，その回答内容の分析・評価を行っている段階である。

2　１０月施行に向けた取組状況について

①　障害程度区分の認定状況

障害程度区分認定調査は5月下旬に開始した。審査会は7月上旬から審査判定業務を開始する予定(審査会は6月21日に設置)。

②　施設の移行計画の状況

県レベルで意向調査が行われている段階と認識している。施設を設置する複数の法人から，不確定要素が少なからずあるため，新事業体系への移行に係る検討自体が深まらないとの相談等があった程度。

③　小規模作業所の移行に向けた対応状況

昨年度，市内に所在する小規模作業所の設置法人等と意見交換を行った結果，原則として10月から来年4月の間に新事業体系へ移行することを合意しており，設置法人ごとに移行準備を進めている。法人格を持たない団体には，本市が法人格取得に向けた支援を行っている。

④　経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

障害者デイは個別給付へ移行を検討中，精神地域生活支援センターは未確定。

3　その他

※　参考となる資料があれば添付してください。

さいたま市

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	さいたま市	担当課名	障害福祉課
担当者名	得丸	連 絡 先	０４８－８２９－１３０６（直通）

1　施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

４月下旬に、市内の通所及び入所授産施設、通所及び入所更生施設の２２施設を対象に３月から４月中の退所者の調査を行った。利用者負担増を理由とする退所者が２名、就労による退所者が８名、自己都合による退所者が９名、他の施設への移行に伴う退所者が４名という状況であった。

② 事業者の運営状況

グループホームの報酬が利用実績払い（日払い方式）に改められたが、精神障害者は特に退院して間もない期間、状態が不安定なことにより、１～２か月以内の入退院を繰り返すことがある。入院中であってもさまざまな支援を行っているにもかかわらず、日払い方式ではその報酬は支払われないことから、グループホームの運営が非常に厳しいとの意見が多く出されている。

2　１０月施行に向けた取組状況について

① 障害程度区分の認定状況

４月に審査会を設置し、６月上旬から審査会を開始している。６月２２日現在で４５件認定が終了している（対象者は約１０００件）。当初は５月中旬から開始する予定だったが、初めて医師意見書を記載される医師や何年も医療機関にかかっていない知的障害の方も多く、意見書が遅延していることが原因で審査会が大幅に遅れている。

② 施設の移行計画の状況

公設施設については、事業種別の選択等を行うため検討会を設置し、平成１９年４月移行を目途に作業を進めている。また、民設施設からの個別相談に応じている。

③ 小規模作業所の移行に向けた対応状況

移行希望アンケートを実施するにあたり、５月中旬に小規模作業所に対し、地域活動支援センターⅢ型の内容を中心とした事業所説明会を実施した。

精神障害者小規模作業所については、運営継続上、将来的には各種条件付きですべての作業所が地域活動支援センター、個別給付事業への移行希望を出しており、ＮＰＯ法人の取得など個別相談に対応している。

心身障害者小規模作業所については、移行希望アンケートから地域活動支援センターの概要が明らかにされていないことから、現状維持を希望する作業所が多かった。しかし、担当では個別給付事業及び地域活動支援センターへの移行を促進し

ている。

また、埼玉県が中心となり当市も含めた５市で今後の小規模作業所の方向性や地域活動支援センターⅢ型とのあり方について検討会を開催している。

④　経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

公設の障害者デイサービス（知的１ヵ所、身障２ヵ所）は生活介護事業及び自立訓練事業等に、精神障害者地域生活支援センターは地域活動支援センターにそれぞれ１０月に移行すべく準備を進めているが、地域活動支援センターの基礎的事業の位置づけなど課題も多い。

３　その他

（１）老人デイサービスに併設されている障害者デイサービス（身障、定員５名）の取り扱いについて、４月２６日に提示された「新体系サービスの取扱いについて」では、「一定の条件を満たす事業所は個別給付への移行を認める。」とあるが、併設デイサービスであることから、現状のままでは定員要件（２０名）を満たすことが困難であるため、対応に苦慮している。

（２）グループホームの入居者で障害程度区分の一次判定が２以上の認定が出た場合、ケアホームに移行しなければならない。さらに、グループホームの１住居の最低利用人員は２人以上となっている。精神のグループホームはサテライト方式をとっているが立ち退き等の理由から１名分しか確保されていないところがあり、グループホームからはずれてしまう。

その他にも多くの疑問点が各団体から寄せられている。

※　参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	横浜市	担当課名	健康福祉局障害福祉課
担当者名	鈴木　和男	連 絡 先	電話045-671-3601

1　施行後における利用者及び事業者の動向について

①　利用者のサービスの利用状況

４月のサービス利用実績については、現在集計作業中です。

②　事業者の運営状況

外出介護事業者から撤退の相談を受けています。（１件）

2　１０月施行に向けた取組状況について

①　障害程度区分の認定状況

７００件（平成18年６月19日現在：進捗率8.6%）

②　施設の移行計画の状況

現時点で、新体系への移行時期を明らかにしている障害者施設はありません。

③　小規模作業所の移行に向けた対応状況

４月に地域作業所等を対象とした新体系サービスの説明会を実施しましたが、現時点では具体的な動きはありません。

④　経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

ア　障害者デイサービス事業

障害者デイサービス事業の実施施設である障害者地域活動ホームを対象とした新体系サービスの説明会を実施しましたが、現時点では具体的な動きはありません。

イ　精神地域生活支援センター

精神障害者生活支援センターを対象とした新体系サービスの説明会を実施しましたが、現時点では具体的な動きはありません。

3　その他

今後、10月に向けて他都市がどのようなスケジュールで申請勧奨を行うのか、情報交換をしたいと考えています。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	川崎市	担当課名	障害計画課障害者自立支援準備担当
担当者名	竹田	連 絡 先	０４４－２００－２９２７

1　施行後における利用者及び事業者の動向について

①　利用者のサービスの利用状況

4月分については、事業者からの請求が1～2割エラーとなっており、正確な統計データを採れていないが、概ね従前と変わらないサービス利用量となっている。激変緩和加算を算定した事業者は、川崎市においては少数。利用者負担は5月末日に請求されることもあり、6月分から実質的な影響が出るものと思われる。

②　事業者の運営状況

市単独の加算体系を変更したことにより、市内の事業者については特に大きな混乱はない。ただし、事業者によっては法定給付分が激減したところもあり、将来的な不安を訴えている。

2　１０月施行に向けた取組状況について

①　障害程度区分の認定状況

9月中に約2900件、10月以降約600件を予定しているが、6月9日現在142人の認定を終えている状況である。医師意見書の返送状況が芳しくなく、9月中に終えるのは困難な状況である。程度区分分布は概ね想定通りだが、デイサービス利用者のサービス利用継続の調整まで手が回らない可能性がある。

②　施設の移行計画の状況

障害福祉計画の意向調査により把握したところ。実態としては、新体系の指定基準をみないと判断できないという声が多数ある。現状では、確定的な要素はほとんどない。とりわけ、グループホーム事業者の困惑が大きい。

③　小規模作業所の移行に向けた対応状況

意向調査の結果、1/3程度の作業所が将来的に個別給付事業への移行を希望。その他についても、概ね地域活動支援センターへの移行との回答を得ているが、地域活動支援センターそのものの内容によっては作業所のままというところもある。

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

新事業体系の概要を見ながら検討しているものの、生活介護の医師や看護婦の確保しなければならないこと、訓練系は有期限であること、就労継続支援事業の低い単価であることと、どの事業を選ぶにも課題があり決めかねているようである。

3　その他

・その他施行に伴う課題等がありましたら、適宜記載してください。

○　障害児の契約制度移行に関する取扱いについて

自治体ごとの運用が違うとケースワーク上支障を来たす可能性もあるので、全国的な統一ルールは必要ではないか。

○　介護保険との関係について

通所系サービスについては、当該施設が指定を取ることと整理がされたが、訪問系サービスについては曖昧になっているので、一定の整理が必要ではないか。

※　参考となる資料があれば添付してください。

名古屋市

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	名古屋市	担当課名	健康福祉局障害福祉部障害者支援課
担当者名	木村　剛	連 絡 先	０５２－９７２－２５６０

1　施行後における利用者及び事業者の動向について

①利用者のサービスの利用状況

愛知県と共同で障害者施設に対し、「障害者自立支援法施行に関するアンケート」を実施した。現在集計中である。

②事業者の運営状況

上記の「障害者自立支援法施行に関するアンケート」によって、施設の運営状況を把握した。現在集計中であるが、ほとんどの施設が３月と４月の比較で、大幅な減収となっているところである。

2　１０月施行に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況

当面の調査対象者4，456件に対し、6月9日現在、調査済み件数1，425件、審査会終了件数453件となっている。また、知的障害者における主治医がないケースが多く、意見書の収集が遅れている。

②施設の移行計画の状況

５月末から６月にかけて、市内の全施設に対し、新体系移行に関するヒアリングを行った。全体的に新体系の報酬の低さを理由に、積極的に新体系移行の意思を表明する施設は少ない。

ヒアリング時に各施設から主な意見は、まず雇用型での障害者以外の雇用が２割とされた点について、５割まで緩和されなければ、雇用型への移行は困難であるものであった。また、施設運営側からすれば、非雇用型とすることと比べ、メリットが無いのではないかという意見もあった。

また、グループホーム、ケアホームについての報酬単価の低さから、地域移行のためのグループホーム設置を考えていた法人が、計画の見直しをせざるを得なくなるなどの意見が出された。

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

５月１５日に小規模作業所に対し、新体系事業の説明会を開催するとともに、アンケート調査を実施したところである。多くは地域活動支援センターへの移行を希望し

ているが、新体系への移行を考えているところもある。

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況について記載してください。

本市では、障害者デイサービスの移行先としての地域活動支援センターとして、個別給付の形での実施を考えている。

3　その他

新体系の事業は施設にとって報酬面でメリットがなく、新体系への移行の意欲を大きく削いでいる。介護保険との統合まで様子見するという施設や、５年間ぎりぎりまで旧体系で行きたいというところが多い。

今後、順調に移行を促進するためには、施設が安定して運営できる報酬単価の設定が不可欠である。

※　参考となる資料があれば添付してください。

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	京　都　市	担当課名	障害企画課
担当者名	阪本　一郎	連 絡 先	０７５－２２２－４１８５

１　施行後における利用者及び事業者の動向について

利用者負担の増加に対しては，本市独自の軽減措置により，相当の軽減が図られており，利用者負担の増加を直接の原因として利用を断念するという話は聞いていない。

事業者に関しては，日々の利用実績に基づく報酬の形になったために，減収になっているところがある。国において定員の緩和がなされているが，一部の施設において定員を超えているところがあると聞いているが，全体の流れとしては定着していない。

２　１０月施行に向けた取組状況について

障害程度区分認定調査に関しては，本市においては約３，６００件の認定調査に鋭意取り組んでいるところであるが，特に医師意見書の取得に時間を要している。

新体系への移行に関しては，指定基準が示されていないため，各事業者とも検討が進められない状況にある。また，事業によって職員配置基準が異なる等，このままではスムーズな移行が困難な場合があると考えられる。

新体系の報酬体系に関しては，利用者の障害程度区分に応じた報酬単価が設定されていることから，移行後も現行の利用者との契約を継続すると減収につながるおそれがあり，とりわけ小中規模の施設・事業者においては不安が大きい。

３　その他

※ 参考となる資料があれば添付してください。

大阪市

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	大阪市	担当課名	障害福祉課
担当者名	佐　藤	連 絡 先	０６－６２０８－８０７１

1　施行後における利用者及び事業者の動向について

①利用者のサービスの利用状況

法施行後、事業者がかなり混乱しており、４月分の請求において相当数の誤りがあることから、システムにおいてエラーが出ており、現在集計作業についても混乱をきたしている状況である。

エラー修正等に取り組んでいるところであるが、６月末頃までかかる予定であり、現在の利用者のサービスの利用状況について、現時点で正確につかむことは困難である。

②事業者の運営状況

・障害者自立支援法施行に伴う事業者数の動向

一部の事業者は３月３１日までに駆け込みと思われる指定申請が見られたものの、一方において障害者自立支援法施行に伴い指定更新手続きが必要となり、利用実態がないため更新手続きを行わない事業者もある。

事業者新規申請件数は障害者自立支援法施行による影響はなく、全事業者数は引き続き微増傾向にある。

・事業者からの障害者自立支援法施行に伴う照会の増加

４月からこの間、事業者からの障害者自立支援法に関わっての照会が激増している。特に、４月からの請求事務に関しては、電話やＦＡＸによる照会が多数あり、また、請求誤りをしている事業者も多数あり、請求書・請求明細書の再作成に係る対応に追われた。

また、１０月１日からの新体系に係る指定基準（特に人員基準）に関する情報がない中で、みなし指定事業者に対する指定事業者更新手続きを開始したこともあり事業者に混乱が生じている。

・その他、事業者から寄せられている情報

利用者の多くに利用者負担が生じたため、自らサービスの利用時間を減らす者がいる。

３月と比して、サービス利用時間が減り、減収となった。

2　１０月施行に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況

本市では本年3月に10月から新制度へ移行すると見込まれる約7,400名の方を対象に申請勧奨を行った。審査判定のため37合議体を設置し、5月8日以降順次審査判定を行っているが、二次判定を行った件数は、6月16日までに集計できている件数で約500件であり、当初想定スケジュールからは遅れている状況である。なお、5月末までの認定調査済件数は約2,100件、医師意見書返送済件数は約1,300件である。

今後ますます審査判定件数が増えてくるが、8月末までには認定審査を終える必要があることから、各区の進捗状況の把握に努めるとともに審査会の開催数の増や医師意見書の督促などに取り組む必要があると考えている。

②施設の移行計画の状況

障害者施設における移行動向については、現在、全ての大阪市管施設が加盟する大阪市障害児・者施設連絡協議会を通じアンケートにより調査中です。

当アンケートの結果を参考に、今後、完全移行に向けた移行計画を検討してまいります。

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

本市においては、現在国から示されている新事業体形の基準（利用人員数、法人格）を多くの小規模作業所が満たしておらず、小規模通所授産施設についても同様に利用人員数や運営スペースの新事業体系への移行に問題を抱えています。このような本市小規模作業所・小規模通所授産施設の実態に加え、それぞれの事業の基準等が明らかに示されていないこと、地域活動支援センター事業についても、その実施内容について検討が必要であること等多くの課題が山積しており、小規模作業所及び全ての小規模通所授産施設が直ぐに新事業体系へ移行することは困難であると考えられることから、小規模作業所は当面現行の補助制度を継続しつつ、利用者を増やすための促進策や法人格を取得するための支援も含め、小規模作業所のあり方を検討していく予定であり、小規模通所授産施設についても、移行に向けて何らかの支援を検討していく予定です。

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

- 本市では、現行事業の地域生活支援事業への移行にあたり、相談支援事業や地域活動支援センター事業など、それぞれの事業の位置づけを整理しながら、障害者の方々がこれまで通り地域生活を営めるよう、現行福祉サービスの低下を来たさない事業実施のあり方について、限られた時間の中で検討を重ねているところです。
- しかしながら、相談支援事業のみの実施事業者や、利用者数が国の基準案に届かない小規模のデイサービス事業者、作業所については、事業実施体制等からその移行が困難な状況となっており、地域生活支援事業としての事業費の設定にあたっても、限られたメニューの中で、その対応に苦慮しているところであります。
- 特に、障害者デイサービス事業に関しては、現在デイサービスセンターが担っているサービス内容について、個別給付事業ならびに地域活動支援センター事業への移行を想定しているものの、実利用人員が国基準案に届かない事業者が多く、その利用者実績ゆえに個別給付事業の選択にも制限が生じるとともに、地域活動支援センター事業についても移行可能な枠組みがないことから、その運営の維持にあたっては、地域生活支援事業内において新たな事業項目の枠組みを設けることも検討せざるを得ない状況が生じております。
- また、精神障害者地域生活支援センターに関しては、現行の事業運営規模から、国から示された基礎的事業部分の事業単価を見つめ直す必要に迫られており、また、その利用人員の実績等からⅠ型への移行を想定しつつも、実施が必須条件となっている相談支援事業の経費に関しては、相談支援事業のみ実施する事業者との均衡に配慮を要する状況となっております。
- いずれにしましても、地域生活支援事業全体に関わって、過去からの取り組みの中で数多くの多様な事業者が存在する本市にとっては、今回の移行作業はその整理方法をはじめ非常に難しいものとなっています。

3　その他

・その他施行に伴う課題等がありましたら、適宜記載してください。

参考となる資料があれば添付してください。

堺市

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	堺市	担当課名	障害福祉課
担当者名	大塚	連 絡 先	０７２－２２８－７８１８（直）

1　施行後における利用者及び事業者の動向について

①利用者のサービスの利用状況

【身体・知的】

平成17年度の1ヶ月の平均利用実績と平成18年4月の利用実績を比較すると、居宅介護で96%の利用であった。デイサービスや短期入所については利用率の低下はみられなかった。

【精神】

居宅介護について、利用者の多い上位3ヶ所の事業所に対して電話による聞き取り調査を実施したところ、3月→4月で利用者数2.8%減、利用時間数10%減。

②事業者の運営状況

【身体・知的】

施設においては日額払いとなったことで運営が厳しくなっているとの声が上がっているが、正確なデータは現在精査中である。

【精神】

居宅介護について、利用者の多い上位3ヶ所の事業所に対して電話による聞き取り調査を実施したところ、自己負担発生による利用中止が3件あるとのこと。利用減によりヘルパー数を減らした事業所もある。

2　１０月施行に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況

本市の認定予定件数は約2,800件であるが、平成18年6月8日現在での認定状況は471件（約17%）であり、当初のスケジュールから大幅に遅れている。また、この時点での障害程度区分の分布としては、区分６から順に17.8%、10.2%、13.4%、28.7%、22.5%、7.2%、非該当は0.2%となっている。

②施設の移行計画の状況

(1)新体系サービスへの移行希望調査

・法定施設（小規模通所授産施設を除く）について

調査票を大阪府が6月10日頃に発送済。問合せは市町村が対応。6月末までに大阪府が回収、分析し、結果を市町村にフィードバック。

堺市

・小規模通所授産施設及び小規模作業所について

大阪府が調査票を検討中。6月末～7月初旬に市町村から発送予定。

(2) 実績把握

・過去の旧体系での実利用者数等についてデータ整理中。

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

(1) 本市の小規模作業所等のか所数（平成18年4月1日現在）

・小規模作業所　16か所
・身体障害者小規模通所授産施設　15か所
・知的障害者小規模通所授産施設　16か所
・精神障害者小規模通所授産施設　19か所

(2) 移行に向けた対応状況

・施設・作業所向けに移行に関する意向調査を行っているところ。
・基本的には個別給付事業への移行を勧奨しているが、事業者指定基準が示されていないため、現在の運営内容のままで個別給付事業への移行が可能かどうかの判断ができず、施設・作業所も対応できずにいる。
・地域活動支援センターについては、事業の枠組みを検討しているところ。
・個別給付事業の指定基準を踏まえたうえで内容を詰めたいと考えている。

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

【障害者デイサービス】

(1) 障害者デイサービスのか所数（平成18年4月1日）

・市内12か所
　うち、施設併設　4か所
　　平均利用者10人未満　6か所

(2) 障害者デイサービスの移行に係る対応状況

・事業者の意向調査は未実施。
・現在の事業内容を地域活動支援センター及び生活介護の枠組みで維持する方向を検討中。

【精神地域生活支援センター】

・現在は市内3ヶ所。今後、センター数を拡充する方針だが、相談支援事業を含めて内容を再検討している。

3　その他

※ 参考となる資料があれば添付してください。

√　広島市

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	広島市	担当課名	社会局障害福祉課
担当者名	中谷	連絡先	０８２－５０４－２１４７

１　施行後における利用者及び事業者の動向について

① 利用者のサービスの利用状況

② 事業者の運営状況

① 居宅サービスについては、支給決定者数、支給決定時間数とも、4月以降も特に大きな変動はない。

施設サービスについても、支給決定者数に大きな変動はない。

②

・精神障害者に係る居宅介護事業者が増加（5事業者(H17.4)→53事業者(H18.4)）。

・受給者証の確認・契約変更等の法施行に伴う手続においてやや混乱あり。

・利用者負担上限額管理等、事務負担の増加についてクレームあり。

・日払いの影響があり、施設事業者の報酬が減少している。

２　１０月施行に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況

②施設の移行計画の状況

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

④経過措置対象外事業所（障害者デイ、精神地域生活支援センター）の移行に係る対応状況

①　５月下旬から認定調査を開始し、６月上旬に審査会総会・研修会を実施。６月下旬から合議体による審査判定を開始しているが、医師意見書等の提出が進まず、審査会への依頼件数は非常に少ない。１回当たり１件～５件程度。

委員が審査に慣れていない状況でもあるため、１回当たりの件数を少なくしているが、今後徐々に増やし、１回当たり３０件の審査を目指す。

② 広島県において、既存施設に対し、移行に関する意向調査を実施している最中であるが、回答の回収が進んでおらず、難航している状況である。

③ 小規模作業所の移行調査については、県内作業所一斉に広島県が実施しており、来月には結果が取りまとめられる予定。

移行に向けた対応状況については、利用料の基準、自己負担の扱い、移行要件を満

たさない作業所への単市補助の扱い等について検討していく必要があるが方針を決めかねており、他の政令市の動向や地域活動支援センターに位置づけられる他の事業とのバランス等を踏まえ、方針決定したいと考えている。

④ 障害者デイサービスは、各事業所へ移行予定の聞き取りを行った。民間は1事業所を除き地域活動支援センターを予定。定員が約３５人の公設民営デイは個別給付を検討中。ただし、利用者の障害程度区分が不明のため実施事業を定められない。

提示されている単価で送迎加算がないとなると、送迎の継続実施できない可能性がある。

地域活動支援センターは、利用の仕組みや利用者負担金等、どこまで作業所や精神生活支援センターとのバランスをとるべきか苦慮している。

３ その他

・その他施行に伴う課題等がありましたら、適宜記載してください。

① 障害程度区分の認定状況について

審査会委員からは、区分変更の際の基準が不明確、特にＢ２・Ｃ項目群の取り扱いが分からない、参考指標が少ないなどの意見が寄せられており、できるだけ早い時期に、判定事例集など、参考となる資料を作成していただきたい。

また、医師意見書については、特に知的障害について、何を書いてよいのか分からない、様式が書きづらいとの意見が医師より寄せられており、記入を拒否する事例も出ている。事例集の発行や、各市町村が研修会等を開催する際の講師の紹介など、バックアップ体制を早急に整えていただきたい。

※ 参考となる資料があれば添付してください。

✓

北九州市

障害者自立支援法施行状況等調書

1　施行後における利用者及び事業者の動向について

①利用者のサービスの利用状況

居宅サービスについては事業者からの請求データが出揃わないため、全体的な把握は出来ていないが、施設サービス利用者の実際的な動きとして、利用者負担額の増を理由に、少数ではあるが、施設を退所した者や入所から通所に変更した者などが出てきており、関係者からの陳情や市議会の一部の会派から、市独自の負担軽減の配慮が求められている。

②事業者の運営状況

居宅・施設事業者とも負担上限額管理事務がかなり負担となっている。

居宅事業者については、障害者自立支援法施行による事業所運営への影響はあまりないようで、むしろ介護保険制度の改正によるヘルパー利用の減少に伴い、これまで行っていなかったサービスの追加や、サービス対象種別の拡大等の指定申請が多くなっている。

施設事業者については、４～５月の報酬請求状況を見ると、事務処理にかなりの混乱があるため、日額化・実費負担導入等の影響は、まだ判断できない。

2　１０月施行に向けた取組状況について

①障害程度区分の認定状況

H18.6.17 現在　認定調査済み件数 689 件（対象件数約 1900 件）
　認定審査（二次判定）済み件数 188 件
　障害程度区分認定件数 0 件　（8 月より実施予定）

10 月 1 日支給決定に向けたスケジュール
8 月 11 日までに居宅支援費受給者約 1900 件の調査を終了予定
9 月第 1 週までに障害程度区分の認定審査を終了予定
障害程度区分の認定は 8 月より各区で行う予定。
※現状は当初計画よりかなり遅れている。

②施設の移行計画の状況

障害福祉計画策定に係る新体系サービス移行希望アンケート調査を実施し、現在、その集約をしているところである。

√

北九州市

今後は、この結果を踏まえて福岡県と協議し、９月頃までに個別具体的な移行計画を調整していきたいと考えている。

③小規模作業所の移行に向けた対応状況

法定施設と同時並行で、障害福祉計画策定に係る新体系サービス移行希望アンケート調査を実施し、現在、その集約をしているところである。

しかしながら、新事業についての理解、法人格の取得、地域活動支援センターとの関係等、法定施設とは異なる課題があるため、関係団体や個々の作業所に対して、できるだけ説明の機会を持つようにしている。

④経過措置対象外事業所の移行に係る対応状況

（障害者デイ）

6月26日の主管課長会議後に移行調査及び事業者説明会を開催する予定。

（精神地域生活支援センターについて）

他の相談支援関係事業との調整や、地域活動支援センターⅠ型への移行の検討を行っている。

３　その他

今後の課題

既存施設の新事業体系移行、作業所等の新規参入等について、福岡県の事業者指定権限との調整をどのようにしていくか。また、経過措置期間における旧法施設の指導・監査権限がどのようになるのか。

福岡市

障害者自立支援法施行状況等調書

自治体名	福岡市	担当課名	保健福祉局障がい保健福祉課
担当者名	矢野	連 絡 先	０９２－７１１－４２４８

1　施行後における利用者及び事業者の動向について

①　利用者のサービスの利用状況

在宅サービスについては、現時点では4月のサービス量が確定できないため、利用状況のの変化は不明である。

市内の民間施設（精神を除く）に調査をした結果、利用料、食費が払えないことを理由により、通所施設において、４名の退所者が出ている。(入所施設はいない)

②　事業者の運営状況

施設からは、次の内容を聞いている。

・実績払い(日払い方式)の影響等により、現行の報酬単価ではサービスの質を落とさず運営することが厳しので、保障をしてほしい。

・入所施設では認定調査において、障がい程度区分4以上が出にくいため、ほとんどの方が退所せざるを得ない。

2　10月施行に向けた取組状況について

①　障害程度区分の認定状況

１１０件（1次判定・平成18年6月21日現在)

②　小規模作業所の移行に向けた対応状況

５月３０日に移行調査を行った。

主たる移行先である地域活動支援センターについては、委託を前提とした制度設計を行っていたが、補助事業でも認められることから、現在、再設計を行っており、その補助水準は、国補助を含め、現行補助水準を下回らない水準で考えている。

補助水準について成案を得たあと、小規模作業所には、改めて説明する必要があると考えている。

なお、身体・知的の作業所と精神の作業所は、その補助水準に差異があり、制度設計において統一のものとすることとしている。

また、個別給付への移行も含めて、別途、移行促進補助として、移転にかかる費用や初度調弁費等についての補助を創設する方向で検討している。

③　経過措置対象外事業所(障害者デイ、精神地域生活支援センター)の移行に係る対応状況

障害者デイの事業者については、そのサービス実態並びに経営面より生活介護事業や就労継続支援等への意向を示している。また、利用者は現在利用しているデイサービス事業所からのサービス継続の強い希望がある。しかし、事業者指定については指定基準の制約があり、また継続利用については利用要件となる障がい程度区分の制約があるなど、新体系への円滑な移

福岡市

行が困難な状況であり、経過措置が是非必要である。

精神地域生活支援センターについては、地域活動支援センターI型への移行に向けて準備中であり、事業内容、事業費等について内部で検討である。円滑な移行に向けて、関係施設等との勉強会で意見交換している。

3 その他

○ 平成18年度精神障害者社会復帰施設等運営費の国庫補助協議について

・下期分25%削減の方針は影響が大きく、施設の間で動揺が広がっている。根拠等についての説明が不足しているようであり、あらためて説明してほしい。また、必要な予算の確保をお願いしたい。

・平成17年度に設備整備費国庫補助金が認められ、既存施設で本年4月より地域生活支援センター事業を開始した施設については平成１８年度国庫補助協議の対象とならないとの指示を受けた。厳しい予算の中での配分であることは理解できるが、影響大きく対応に苦慮している。必要な予算を確保の上追加協議していただきたい。

※ 参考となる資料があれば添付してください。